別表28　在宅医療において積極的役割を担う医療機関一覧

［医療機関名公表基準］

「北海道在宅医療推進支援医療機関設置要綱」（令和５年12月７日付地医第1471号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した医療機関

（令和6年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	所管保健所	医療機関	
道南	南渡島	函館市	函館市		
		渡島東部	渡島		
	南檜山	南檜山	江差		
	北渡島檜山	北渡島檜山	八雲		
道央	札幌	札幌市	札幌市	中央区	

令和6年4月以降、北海道のホームページで公表します。